

平成29年度第5回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成29年8月25日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所3階 大会議室

開 会 平成29年8月25日(金) 午後2時

出席委員 18名

1番 大橋 浩	2番 渡辺 秋郷	3番 山田富士雄	4番 横井 満之
6番 齊藤 嘉男	7番 横井 忠勝	8番 中野 浩光	9番 猪子 勝三
11番 花木 満	12番 石黒 欽俊	13番 石塚 芳政	14番 加藤 定雄
15番 後藤 鉄雄	16番 後藤 末秋	17番 加藤 和伸	18番 星野 満
19番 木村 芳彦	20番 加藤 頌茲		

欠席委員 5番 浅井 尊弘

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 佐藤 嘉起、石塚 正己、田中 あさ美、日下部 錬

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第11号 農地利用計画変更の申出	1件
議案第12号 農地法3条の規定による許可申請	3件
議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請	3件
議案第14号 農地利用集積円滑化事業規定の変更承認		

(2) 報告案件

報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出	5件
報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	14件

2 その他

- ・清須市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について

会

長 こんにちは、産業課長石田です

始めに、昨日、浅井会長が入院されました、詳しいことはまだはっきりしておりませんが、肺の調子が悪く来月いっぱい入院すると聞いております。

皆様には詳しい情報がわかり次第ご報告いたしますのでしばらくお時間をいただきます。

本日は会長不在のため、職務代理者であります花木委員が議長を務めるところですが花木委員より、事務局長の私に進行を委任されましたので、花木委員に代わって、議事の進行をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

さて、まだまだ暑さきびしい季節が続きますが、体調管理には十分注意してください。

また、昨年に引き続き愛知県の行う下之郷堰に関する調査については、皆様のご協力により今年度については、先週末に終了したと聞いております。

では、ただいまから、平成 29 年度第 5 回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は 18 名で、浅井会長より欠席の連絡を受けております。

定足数に達していることをご報告いたします。次に、本日の議事録署名者を指名いたします。17 番加藤和伸委員と 18 番星野満委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第 11 号】

農地利用計画変更の申出 1 件

【議案第 12 号】

農地法 3 条の規定による許可申請 3 件

【議案第 13 号】

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 3 件

【議案第 14 号】

農地利用集積円滑化事業規定の変更承認

(2) 報告案件について

【報告第13号】

農地法第4条第1項第7号の規定による届出 5件

【報告第14号】

農地法第5条第1項第6号の規定による届出 14件

(3) その他です。

それでは、【議案第11号】 農地利用計画変更の申出について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案第11号をご覧ください。

この案件は、申出人から清須市長あてに、農用地の利用計画変更の申出が提出され、それを受けて、清須市長より農業委員会に意見を求めるものです。いわゆる「農用地の除外」の手続きで、農用地区域を農用地でないものにする手続きです。

この農用地の除外には、5つの要件があり、

- ① 他の土地で代えることが困難なこと
- ② 農用地の集団化、農作業の効率化に支障がないこと
- ③ 農用地の利用集積に支障がないこと
- ④ 土地改良施設の機能に支障がないこと
- ⑤ 土地改良事業の完了後8年を経過していることです。

申出の場所は、一場弓町_____で、面積284㎡です。

分家住宅を設置したいとの申請です。

位置は、県道名古屋一宮線から東に____、五条川右岸から西に__の距離に位置し、近隣では宅地化が進む、既存集落の周辺部にあたるため、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地【エ-(ア)-b-(a)】に該当します。申出人は、現在三重県四日市市内に妻と子供の三人で住んでいます。現在の住まいは会社借上げの共同住宅で、平成30年3月を以て後輩に譲るよう求められています。

今後新たな家族が増えることも見すえ生活基盤を安定させたく実家の母親に相談したところ、母親が唯一所有する同地を勧められ今回の申請となりました。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

何かご意見などございませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として意見なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として「意見無し」として回答いたします。

続きまして、【議案第12号】農地法第3条の規定による許可申請3件を議題といたします。

5番から事務局に説明を求めます。

事務局 次第を1枚おはねください、議案第12号、申請番号H29-5をご覧ください。

申請地は、土田三反地_____、登記田、現況田で、面積は64㎡です。

譲渡人を _____ と、譲受人を _____ とする3条許可での所有権移転です。

農業従事が困難である_____と、農業経営の規模拡大を予定する_____からの申請となります。

_____については、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機1台を所有し、200日の従事日数、営農の規模は、耕作面積4,188㎡、通作距離300m、通作時間1分。また、不許可の要件である7項目に該当ありません。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は石黒委員ですが、特に問題ありません。

会長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員として承認することといたします。

続きまして、6番、事務局に説明を求めます。

事務局 議案第12号、申請番号H29-6をご覧ください。

この案件は、7月の農業委員会において5条許可申請の審議を行った春日西牧南_____の農業用施設のための駐車場に関連するものです。

申請地は、春日西牧南_____、登記畑、現況畑で、面積は372㎡

です。

貸人を _____ と、借人を _____ とする 3 条許可での使用貸借権の設定です。

社会福祉活動に貢献したい _____ と、社会福祉活動の一環として、環境を整備したい _____ からの申請となります。

農地法第 3 条第 2 項に記載がありますように、農地所有適格法人以外の法人は農地を取得することができませんが、例外として、非営利法人は農地の使用については可能となっております。

_____ については、特定非営利法人であり、トラクター 1 台、耕運機 1 台をリースしており、通作距離 0.1 km、通作時間 2 分。

また、不許可の要件である 7 項目に該当ありません。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、後藤末秋委員ですが。

後藤委員 問題ありません。

加藤委員 この案件は先月の農業委員会で取り下げた案件ではないですか。

事務局 はい（詳細説明）

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員として承認することといたします。

続きまして、7 番、事務局に説明を求めます。

事務局 申請地は、一場福島 _____、登記畑、現況畑で、面積は 620 m²です。

譲渡人を _____ と、譲受人を _____ とする 3 条許可での使用貸借権設定です。

今までの利用権設定による賃借契約が終了したため、引き続き更新を行うための申請となります。

_____ については、トラクター 1 台、耕運機 2 台を所有し、300 日の従事日数、営農の規模は、耕作面積 4,318 m²、通作距離 2km、通作時間 10 分。また、不許可の要件である 7 項目に該当ありません。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として承認してよろし

いでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員として承認することといたします。

続きまして、【議案第13号】 農地法第5条第1項の規定による許可申請3件を議題といたします。

7番ですが、この案件については_____委員が譲渡人本人となつていますので、農業委員会等に関する法律第31条により、ここでいったん退室願います。

(_____委員 退室)

では、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書3ページ、番号7をご覧ください。

申請地は春日五反地_____全ての登記、現況ともに田で、それぞれの面積は議案書のとおりです。

9筆の合計4,971㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。

工場を建築するための所有権移転の農地転用です。

申請者は、本社を春日郷ヶ島_____に置き、製造業を営んでいます。

現在、春日工場及びあま工場、西枇杷島工場において事業を行っておりますが、取引先における国内初の航空機の製造が具体的になり、発注量や内容も大型化が進んできたことにより、現状では対応が困難になってきました。

北名古屋市に相当規模の用地が見つかりましたが、条件が合わずに断念し、他に探すも条件に合う土地が見つからず苦慮していたところ、今回の土地の話がまとまり、本申請にいたしました。申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速16号一宮線春日出口より概ね72m区域にある農地である。

農地区分は、「運用通知第2の1の(1) エ-(ア)-a-(b) インターチェンジなどから300m以内の区域にある農地」に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はありませんなお、本案件につきましても、転用面積3000㎡を超える案件については、愛知県知事への進達前に、あらかじめ農業会議の意見を聴くこととされているため、9月8日の愛知県農業会議常設審議委員会にて諮問することと

なっております。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、加藤和伸委員に現地の確認をお願いしております。

加 藤 委 員 問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

それでは、_____委員の入室を認めます。

(_____委員 入室)

続きまして、8番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書4ページ、番号8をご覧ください。

申請地は春日白弓_____です。登記、現況ともに田で面積262㎡です。

借人及び貸人は議案書のとおりです。資材置場を設置するための賃借権設定の農地転用です。

申請者は、本社を一宮市に置き、土木・建設・舗装工事業を営んでいます。

現在、本店は一宮市にありますが主な工事現場は、清須市、北名古屋市及び名古屋市北西部となっております。清須市内に資材置場を設置することで、作業効率を上げ、受注に迅速に対応できます。

まず、市街化区域内で住宅地ではない土地を選定しましたが、当社の希望に沿う土地の確保が難しく困惑していたところ、本申請地の賃借の話がまとまりました。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速16号一宮線春日出口より概ね170m以内の区域にある農地です。農地区分は、「運用通知第2の1の(1) エ-(ア)-a-(b) インターチェンジなどから300m以内の区域にある農地」に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。また、一般基準についても特段の問題はありません。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は、加藤和伸委員ですが。

加 藤 委 員 これも問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしゅうございますか。
（「異議なし」の声あり）
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。
続きまして、9番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書4ページ、番号9をご覧ください。
申請地は春日富士塚_____、登記、現況ともに畑で面積323㎡です。
譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。分家住宅を建築するための所有権移転の農地転用です。
現在、譲受人は家族5人で実家にて生活しておりますが、来春に結婚を予定しております。実家は兄が継ぐことが決まっており、将来のことを考えると同居は困難であるため、一戸建て住宅の建築を計画しました。
譲受人に自己所有地はなく、両親の所有する市街化区域内の土地も事業用地として、賃貸しており、苦慮していたところ、本申請地の話がまとまり計画にいたりしました。
申請地は住宅、街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地であり3種農地となり、運用通知のエ-(ア)-b-(b)に該当します。
一般基準及び他法令など、特段の問題はありません。
以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、星野満委員ですが。

星 野 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしゅうございますか。
（「異議なし」の声あり）
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」と

の意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、【議案第14号】農地利用集積円滑化事業規定の変更承認について、事務局に説明を求めます。

事務局 この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第11条の12第1項における、「農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業規程の変更や廃止を行おうとするときは、あらかじめ、農業委員会の承認を受けなければならない」という法律に基づいて起案させていただきました。

内容としましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律の記載に合わせて組織名を変更するというものです。

会長 何かご意見などありませんか。

渡辺委員 この案件は本来7月の農業会議に掛けるものではないか。

事務局 報告が遅れて申し訳ございません。

会長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として承認してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、承認といたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。【報告第13号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、読み上げますから、地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。

番号18、朝日愛宕____、登記畑、現況宅地です。

猪子委員 問題ありません。

会長 続きまして、番号19、朝日五条____で登記畑、現況宅地です。

猪子委員 これも問題ありません。

会長 続きまして、番号20、土田郷上切____で登記、現況共に田です。

石黒委員 問題ありません。

会長 続きまして、番号21、西枇杷島町城並一丁目_____で登記、現況共に田です。

大橋委員 問題ありません。

会長 番号22、上条織部_____で登記、現況共に畑です。

石塚委員 問題ありません。

以上の件について、何か質問等ありませんか。

質問等がなければ、異議なしとさせていただきます。

続いて、【報告第14号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出に入ります。

読み上げますから、地区の担当委員さん、何かありましたらお願いいたします。

番号41、西枇杷島町地領一丁目_____で登記田、現況宅地です。

大橋委員
会長

問題ありません。

番号42、西枇杷島町地領一丁目_____で登記田、現況宅地
西枇杷島町地領二丁目_____で登記畑、現況宅地です。

大橋委員
会長

問題ありません。

番号43、萩野_____で登記、現況共に畑、
番号44、萩野_____で登記、現況共に畑です。

齋藤委員
会長

問題ありません。

番号45、西枇杷島町小田井三丁目_____で登記田、現況畑です。

渡辺委員
会長

クレームがありましたが解決しましたので問題ありません。

番号46、西枇杷島町大黒_____で登記田、現況畑です。

大橋委員
会長

問題ありません。

番号47、廻間三丁目_____で登記、現況共に田です。

この案件は花木委員の地元ですが、渡し人になっているため石黒委員に確認をお願いしております。

石黒委員
会長

特に問題ありませんでした。

番号48、清洲山神_____で登記畑、現況宅地、清洲山神_____で
登記、現況共に畑です。

横井委員
会長

問題ありません。

番号49、清洲大下町_____で登記、現況共に畑です。

横井委員
会長

これも問題ありません。

番号50、西田中白山_____で登記、現況共に田です。

中野委員
会長

問題ありません。

番号51、清洲大下町_____で登記、現況共に畑です。

番号52、清洲大下町_____で登記、現況共に畑です。

横井委員
会長

問題ありません。

番号53、花水木一丁目_____で登記、現況共に畑です。

石黒委員
会長

問題ありません。

番号54、西市場三丁目_____で登記、現況共に畑です。

花木委員

問題ありません。

会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。質問等がなければ、異議なしとさせていただきます。

これで、本日予定されていたすべての議案が終了しました。この際、何か質問・意見等ありませんか。

なければ、2 その他に移ります。事務局なにかありますか。

事務局 次回開催時に農業委員会バッチの返還をお願いします。

会長 それでは次回の開催について確認します。

平成29年9月25日 月曜日、午後2時から、場所は 清須市役所南館3階 大会議室にて開催予定です。

以上で、閉会します。本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後2時55分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「____番地」、農地の地番は「____番」との表記で省略して記載しています。